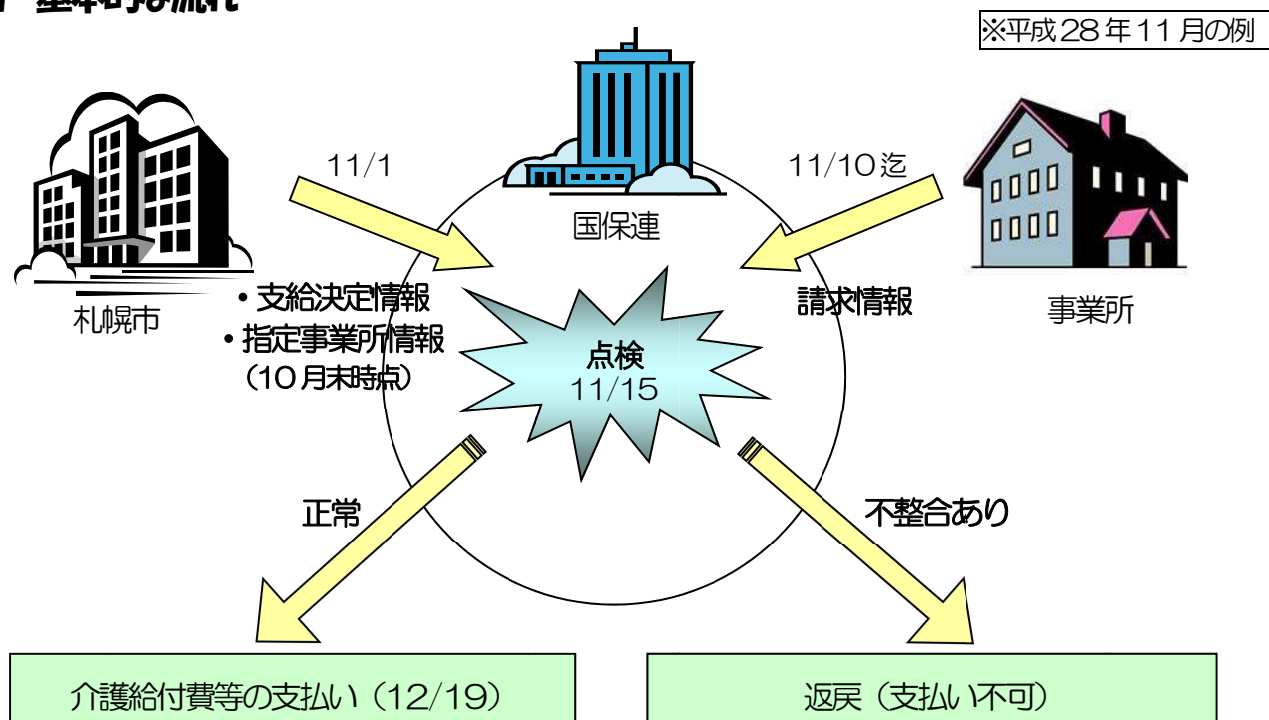


介護給付費等の請求に係る留意事項について

1 基本的な流れ



2 事前点検のお願い

【国保連】

返戻となる請求を減少させるため、請求情報の事前点検を実施

【各事業所】

次の2点のご対応をお願いします。

- ・国保連から提示される期限（月上旬）までに請求情報を伝送
- ・点検処理結果票（※）の内容確認（通知があった場合）

※事前点検において、不整合があった請求情報が記載されている帳票

（裏面につづく）

3 その他留意事項

① 利用者負担上限額管理事務

上限額管理事務を行う場合は、管理を開始する月の 25 日までに利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を各区役所に提出してください。

⇒提出が遅れた場合は、関係事業所の支払ができなくなることがあります。

② 月途中の区間転居

転居先の区が援護を開始するのは、事実発生の翌月 1 日（事実発生が 1 日の場合は当月）からとなります。援護区が不明な場合は、各区役所にご確認ください。

★重要★

国保連から、点検処理結果票や返戻等一覧表（※¹）の通知がありましたら、「障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧」（※²）にて原因や対処方法を必ずご確認ください、再請求等のご対応をお願いします。

※¹当月に返戻となった請求情報が記載されている帳票

※²国保連ホームページの「障害福祉事業所等のみなさま」のページに掲載